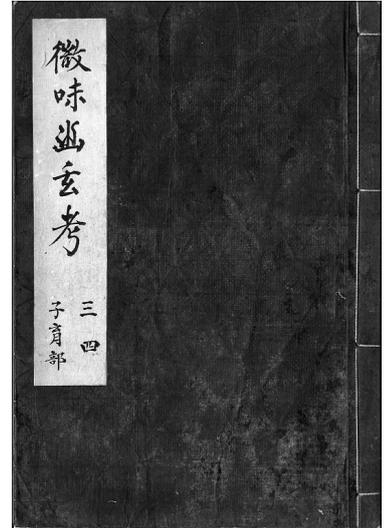


【読楽】022 「微味幽玄考」を読む * 読楽箇所 = 「子育て」本文の一部



【底本概要】

[書型] 大本1冊(第3・4巻・子育て)。天地248耗。

[作者] 大原幽学作・序。作者は江戸時代後期の経世家で、寛政9年(1797)3月17日生、安政5年(1858)3月8日没。62歳。通称、左門。号、幽学。尾張藩士大道寺氏の出ともされる。18歳で生家を勘当され、畿内・中国・四国を漂泊、その間に、武芸・観相・和歌・俳諧・仏教・神道などを学ぶ。信州・鎌倉・房総などを巡歴教導し、天保6年(1835)名主遠藤伊兵衛の依頼で長部村に至る。翌年、京阪地方に去ったが、同13年、長部村を再訪し、以後農民の教化指導に努めた。安政4年、百日押込などの処分を受け、赦免後、自刃した。*『国書人名辞典』参照

[年代] 天保7年(1836)～嘉永5年(1852)頃作。明治16年(1883)6月、菅谷政俊(幸左衛門)

書。* 幽学の高弟・菅谷幸左衛門政俊の直筆写本。菅谷氏は文政4年(1821)生まれ、明治35年(1902)12月20日死去。天保8年、17歳の時に幽学入門。幽学自刃の前日に幽学の髪を結い、髻をそるなど幽学の側で仕えた。

[内容] 門人の学習用に書かれた性学のテキストであり幽学の代表作。『微味幽玄考』は前後16年余に及び改稿過程で書名も巻数も大きく変化し、夥しい推敲が行われた(その経緯は『日本思想大系』52巻の中井信彦解説に詳しい)。中井信彦によれば、天保7年5月作の「性学の書」を基に同年9月に書かれた『性学趣意』全3巻が前身となり、次いで『性学微味考』全5巻が編まれ、さらに天保9年頃の『性学幽玄考』(子育て)や『性理学幽玄考』全8巻の構想過程で「子育て」が整えられ、天保11年11月以後数度の改稿を経て弘化元年(1844)末から同3年3月にかけて『微味幽玄考』全9巻構想中の巻4までの補正を終え、嘉永5年7月頃までに一通りの成稿を見たらしい。育児については、子育てで誕生から女子13歳、男子15歳までの詳細な発達教育論を展開している。

[備考] 底本は第3・4巻および「子育て」からなる1冊。ただし『日本思想大系』所収本と比べると、底本「子育て」は、①気質を論じた冒頭部と、②末尾の「下愚甚を育編」を欠く。

[翻刻] 『日本思想大系』52巻「二宮尊徳・大原幽学」、『日本道德教育叢書』1巻、『子育ての書』3(抄録)。

* 一ノ上「凡例」に「此幽玄考は全十一巻也。此書は庶人のために著す故、士ひ以上の事は無用に似たれども、然れども愚俗は見聞事毎に疑惑する者多し…」と起筆し、道を行う心法を極めるため、また、事物の疑惑を晴らす為に「士 以上の事」を述べると前置きした後で各巻の概要を上記(青字)のように記す。

凡例に示す巻構成 * 青字は凡例による		日本思想大系本		底本(3-4巻・子育て)
1巻	「性理を学ぶ主意」記す。	1巻上	[嘉永5年7月作]性の理と生理学/凡例(巻構成)/人を導く幽玄/人の道は根基と同様ほか	×
1巻	〃	1巻下	[嘉永5年7月作]趣意(陰陽五行説/性/天地人/五常ほか)	×
2巻	〃	2巻	[嘉永5年7月作]自然の養育(やうい)/天地の和/人心と道心/礼を立つ/一陰一陽の之ほか	×
3巻	人の身分と器量に従って導く必要があるため、「士ひ以上の常に心の有る所」を記す。	3巻	[弘化2年10月作]武士と下愚の経学/武士の魂/武士の忠孝/愚讓怯謙/天道・人道ほか	* 同左(割愛なし)。
4巻	〃	4巻	[弘化3年3月作]武士の章(武士の役割・育児・夫婦/義親別序信/武士と下愚の違ひほか)	* 同左(割愛なし)。
5巻	人をその器量に従って導く(「其人々々に準て導事」)味わいやその所以を記す。	-	★凡例に記すのみで草稿等未発見。	
6-7巻	庶民が「家名全く有(有)たしむる法則」や「分相応たる規矩」などを記す。	古3巻	[一部、嘉永5年7月作*分相応編]家内和睦/災いの原因/父母への孝/先祖株・集団保証ほか	×
8巻	「諸職人・諸商人の家名長く栄る規矩」を記す。	-	★凡例に記すのみで草稿等未発見。	
9-11巻(一部)	9巻 → 妊娠中の母の心が胎児に与える影響や、「生れてより見聞事」が幼児に及ぼす影響、 10巻 → 人の善悪邪正が生まれつきでないことや、庶民の模範たる武士の「子を育つる規矩」、 11巻 → 庶民の育児に「分相応の規矩」が必要な所以や「15歳迄の変化を示す微味」などを記す。	6巻	[弘化3年頃作]気質・育児心得/才智・利口・愚混/母の気質と胎児/誕生から女子13歳・男子15歳までの器量の変化/「以上子育て(武士育児法)」/「下愚甚を育編」	* 冒頭「気質・育児心得」と末尾「下愚甚を育編」を欠く。

【「子育て」の要点と幽学の児童観】

○5～15歳は人間教育の要(男子15歳、女子は13歳までの見聞が全て心の種となる)

5-6歳	▶段々と才気が伸びるが、善悪・正邪の区別がつかず、人の教えや戒めが心に止まらない。 ▶この時に極端に押さえつけると、子どもは苦しみひねくれるばかりで、才智がねじけて伸びなくなる。 ▶才気の勢いが強すぎて(物に才走ること駿馬の如し)、智(徳性)を増すことが非常に難しい。 ▶女子6歳から淫勢(淫らさ・ずるさ)が盛んとなり、小賢しく世話をしたり、嫉妬する心が生じる。
7-8歳	▶男子7歳から物事に遠慮するタイプと、物事に才走るタイプに分かれる。8歳から淫勢が生じ、人の心を多少うかがったり、年長の男子に対して臆したりする気持ちが生じる(従って情愛の薄い人に対面させるべきでない)。 ▶女子は嫉妬が徐々に強くなる。他人の心を自分の了見で推察し、年長の男子に恐れる振りをしても心中ではひねくれる気持ちが生じる。
9-10歳	▶男子はぼんやりとしてつかみ所がなく、ただただ心のままである。 ▶女子9歳から人に対して物思いする様子が出てくる(これは人の心を探るようになるため)。相応に悪知恵が働くようになる(女子が気が重く物思いの時は、心底に邪知がある場合が多い)。10歳からは表情が和らぎ言葉が大人びてくる。
11歳	▶男子11歳から学ぶ志が強くなり、徐々に学力が向上する(教え方が良ければ相応に身に付くが、偏執と臆病を避ける)。
13歳	▶女子13歳から月経が始まる。人の身なりや態度に注意深くなり、恥じらいの表情を見せる。13歳までの見聞が心の種となる。
15歳	▶男子15歳から精通し、しっかりする。15歳までの見聞が心の種となり、その器量にふさわしく行いの善悪や邪正を示す。

(1) 才>智 への警告(才は木の丈、智は肉)

- ・愚鈍な子より、抜け目なく弁舌巧みな子にならぬよう注意。
- ・機転がききすぎる子には口先で道を教えず、常に行いで示すことが肝要。
- ・才走ることのない子は誰からも愛され、ひねくれることもなく、よく人の教えを用いるので、才も正しく伸びていく。

○西鶴『世間胸算用』巻5「才覚の軸すだれ」

- ・9～12歳に寺子屋へ通った子が、13歳の春、その間に集めた古筆で作った軸すだれを売り、初めて銀4匁5分稼いだ。それを見た親が「わが子ながら只者にあらず」と手習い師匠に報告。
- ・師匠「これまで数百人の子を預かってきたが、お宅の子のように気の働きすぎる子どもで出世した例を見たことがない。…わが子ばかりを賢いと誤解なさるな」
- ・「自分の当番だけでなく、他の当番まで箒を持って座敷をはき、反古紙を集めて毎日屏風屋に売って稼ぐ子」も、「手習用紙を余計に持ってきて紙を使い切った子どもに利息をつけて貸す子」も、全て親を見習った抜け目なさであり、本当の智慧ではない。
- ・逆に、親から朝晩「余計なことを考えずに、手習いに精を出せ。成人後に自分の為になる」と言われた子の方が大出世した。
- ・師匠「今なすべき本分をいい加減にして、若い時から抜け目がないのは単なる欲心であり、子にとって決して良いことではない」。

(2) 換え子(預かり子)教育 *天保末年～弘化頃開始

○「子を替えて教える」(『孟子』^{りょう}離婁篇)＝「親を替えて学ぶ」

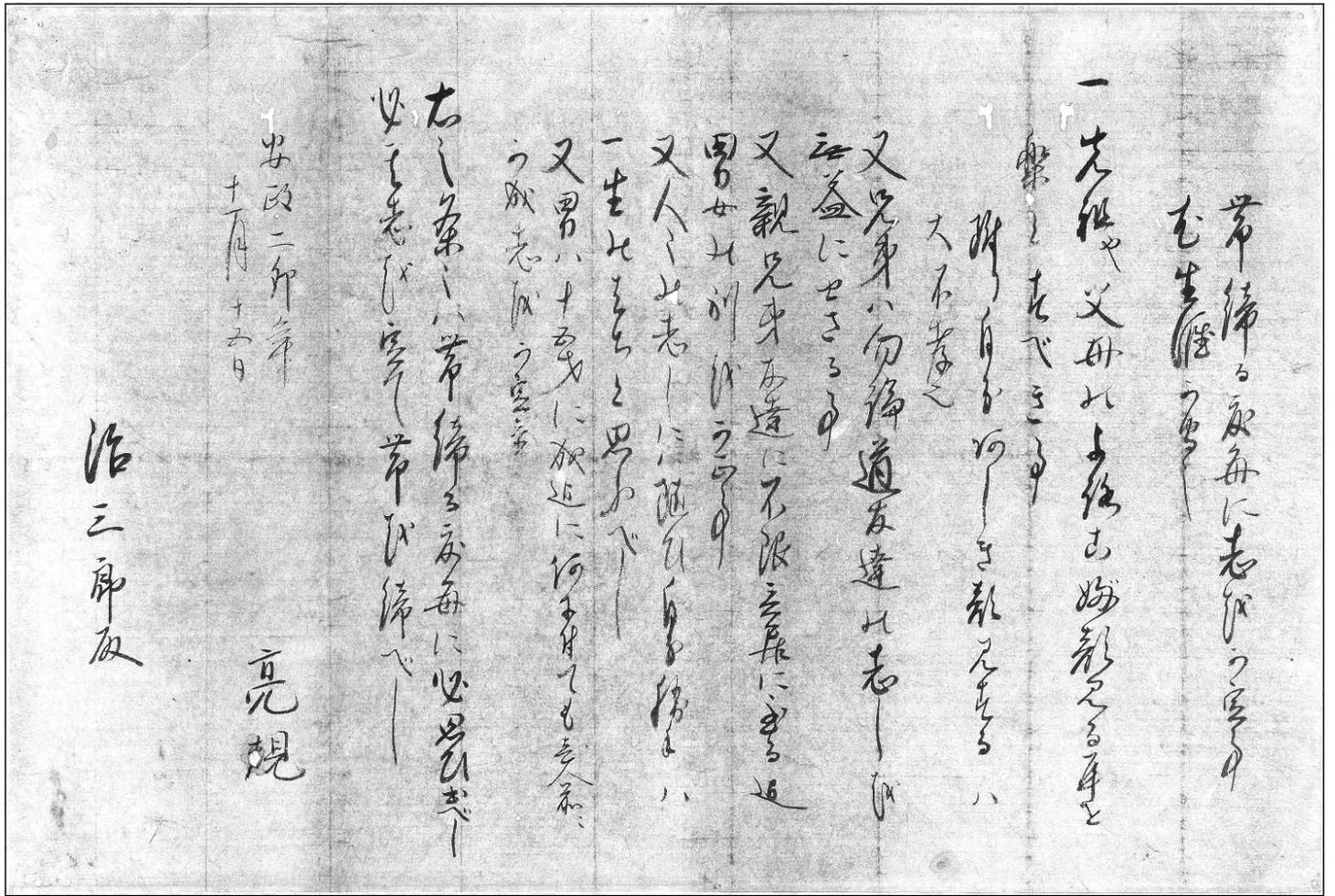
- ・7～16歳の子どもに養育費をつけて他人の家に預ける教育(1軒に数年ずつ)
- ・富家の子は貧家に、貧家の子は富家に
- ・親と子どもの双方に心得を説いた → 親向け「子供仕込心得の掟」、子ども向け「帯締める度毎に志を定むべき事」

【換え子教育の意義】

- ①親子の甘えを遮断(子供心を捨てさせ、他人の飯を食わせる)→ 子どもの自立・社会化
- ②親子が自らを客観的に見つめ直す契機
- ③地域の子どもを育成するという大人の意識転換(わが子は村の子、村の子はわが子)

(3) 手がつけられない子に「口先の説教」はムダ。何年もかかると覚悟を決めて取り組み *6巻「下愚甚を育編」

- ・無礼があっても叱らず、一つ教える前に一つほめてやり、話を聞く耳を持つようにし向けよ。
- ・少しずつ善に移り、心が通い合うようになったら、父母の恩を教え、ついには落涙するまでに至らせよ。
- ・そのためには指導者自らが親の恩を感じつつ、自分の心に感じた誠が満ちあふれるような一言を投げかけよ。
- ・自分の不善の自覚を見逃さず、その心を育てて「孝心」を深めていくことが大切。



遠藤良左衛門亮規書「帯締むる度毎に志を可定事」(安政二年)

【判型】古文書一枚。縦三二六×横四八八耗。

【作者】大原幽学作。遠藤良左衛門亮規書。

【年代等】安政二年十一月書。

【備考】分類「古文書」。帯解(帯直)を終えた男子五歳以後の心得として幽学が示した日常の実践目標の一つ。「心得草」の一編。「一、先祖や父母の喜ぶ顔見の事を樂みとすべき事」以下全五カ条の教訓。

*現代仮名遣いに改め

帯締むる度毎に志を定むべき事

尤も生涯之を守るべし

一、先祖や父母の喜ぶ顔見の事を
樂しみとすべき事

附けたり、自分悪しき顔見するは

大不孝也

② 又、兄弟は勿論、道友達の志を
無益にせざる事

③ 又、親・兄弟・友達に限らず、立居に至る迄
男女の別を正すべし事

④ 又、人々の志には随い、自分勝手は
一生の恥と思ふべし

⑤ 又、男は十五才女は十三才に成る迄は、何に付けても一人前に
成るべき志を定むべき事

右の条々は、帯締むる度毎に必ず思ひ出すべし
必ず其の志を定めて誓を結ぶべし

安政二年

十一月十五日

亮規

治三郎殿

治三郎殿